

北陸地方における集落営農の地域的特徴

清水 和 明

要旨：本稿では北陸地方における集落営農の地域的特徴を明らかにした。日本の水田農業では 2000 年代の中頃より農業政策の影響を受ける形で、都府県を中心に集落を構成単位として生産活動の共同化・統一化をおこなう集落営農が設立された。北陸地方ではこうした動きに先行する形で集落営農が設立されており、近年では組織の法人化が進んでいる。農業政策の影響を受けて設立された集落営農が多い新潟県や福井県では、政策の変更に応じて組織の経営規模が変動していく傾向がある。これに対して、富山県と石川県では組織の再編を通して経営規模の大きな組織が増えつつある。集落営農の具体的な活動内容をみると、富山県において農家の参加や農地集積を進め、協業化を図っている組織が多くみられた。これ以外の地域では、集落営農の活動は限定的なものである場合が多く、組織としての活動に展開の余地を残している。

キーワード：集落営農、水田農業、組織形態、経営規模、活動内容、北陸地方

1. はじめに

第二次大戦後の日本における土地利用型農業は、田林（2007）が指摘するように、農業構造の改善が進み企業的な経営が卓越する園芸や畜産などの集約的農業と異なり、多数の零細家族経営が農外就業を取り込みながら存続してきた。水田農業では、分散する零細な圃場を耕作する分散錯圃制を特徴としてきたことから、自由な作付けが困難であり、集落を単位として土地利用方法や農業の効率化に向けて様々な工夫がされてきた（宮武 2019）。そうした工夫の一つに「集落営農」が挙げられる。集落営農は、単一あるいは複数の集落程度の地縁的な範囲を基にして、そこに居住する多数の農家の参加と、農家からの出資や労働力の提供によって行われてきた活動を指す（高橋 2017）。

農業従事者の減少や高齢化が進む日本農業において、水田農業を担う主体は多様化している⁽¹⁾。ただし、集落営農がそうした主体として位置づけられ、農業政策の対象として組み込まれるのは 2000 年代に入ってからである。その契機となったのが 2007 年度から実施された品目横断的経営安定対策（08 年度より水田・畑作経営所得安定対策に改称）である。同対策において一定の面積要件（20 ha 以上）を満たす集落営農が政策支援の対象に含まれることになった。そのため、政策対応の観点から、都府県を中心にして集落営農が相次いで設立された。

集落営農の活動は、農業生産やそれを通じた農地の維持といった農業に役割を果たしているだけでなく、地域社会の維持や他地域との交流といった外部経済効果がある（清水 2013）。2015 年の農林業センサスの結果を分析した安藤（2018）は、日本の農業が構造再編から縮小再編に移行したと捉えており、地域農業や地域社会の存続を考える上で、集落営農の存在が無視できなくなっていることを指摘している。しかしながら、政策対応の観点から設立された組織に限らず、現存する多くの集落営農は、組織の組織の設立から時間が経過し、構成員の高齢化への対応や、後継世代の確保が課題とされている（安

藤・高橋 2019)。これまでの地理学の研究では、複数の集落をカバーする「広域的地域営農」が、地域を巻き込んで営農環境を維持している実態（市川 2011）や、構成集落の広域化を経て、組織の再編を図っている実態（庄子 2021）が報告されている。縮小再編期にある日本農業において、現在活動している集落営農の実態やその特徴をある程度広い地域単位で検証することは、今後の日本農業や地域社会の持続性を考える上で意義があると考えられる。

本稿は、北陸地方（新潟県、富山県、石川県、福井県）における集落営農の展開過程と現状を整理する。水田農業が卓越する北陸地方は、都府県の中でも集落営農の設立が早い段階で進み、地域農業の担い手となっている。こうした地域における集落営農の実態を、組織形態や経営規模、活動内容に注目して、それらにみられる地域的な特徴を考察する。分析に当たっては農林水産省が毎年度公表している「集落営農実態調査」に掲載されている各数値を使用した。

2. 集落営農の全国的動向

集落営農の基礎的な情報について、農林水産省の「集落営農実態調査」を基に整理した後、2000 年代中頃から近年の全国的動向を検証する。

まず「集落営農実態調査」における集落営農の定義を確認する。これによると「集落を単位として農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」のことを指す。ただし、これまで各地でみられた「農業用機械の所有のみを共同で行う取り組み」や、「栽培協定や用排水の管理の合意のみの取り組みを行う」組織は、集落営農から除外される。集落営農の具体的な活動内容として、(1) 集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて集落営農参加農家で農業機械を共同利用する、(2) 集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等によって農業機械を共同利用する、(3) 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括管理・運営している、(4) 認定農業者⁽²⁾や農地所有適格法人⁽³⁾などの地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進め、集落ぐるみのまとまった営農計画等による集落単位での土地利用や営農を行っている、(5) 集落営農に参加する各農家の出役による農作業の協業化を行っている、(6) 作付け地の団地化をはじめとする集落内の土地利用調整を実施している、のいずれかに該当する取り組みを行っていることが、組織としての条件を満たす上で必要となっている。

次に集落営農を構成する農家を確認する。農作業を受託している農家と委託している農家、集落内の営農に関する事項について合意している農家等、何らかの形で集落営農の活動に参加している農家が組織の構成員となる。ここに農地を所有している土地持ち非農家も含まれる。なお、集落営農の組織形態には、法人格を有する組織と法人格を有しない任意組織がある。法人格を有する組織には、農事組合法人⁽⁴⁾、株式会社⁽⁵⁾、合名・合資・合同会社、その他組織（NPO 法人等が該当する）がある。

ここまでの内容を踏まえ、2000 年代半ば以降の集落営農の動向を整理する。図 1 から全国の集落営農数数をはじめ集積面積と構成農家数の推移をみる。「集落営農実態調査」が始まった 2005 年には全国に 10,063 の集落営農があった。品目横断的経営安定対策の実施される 2007 年になるとこれが 12,095 へと増加している。合わせて 06 年から 07 年における構成農家数と集積面積の増加からもわかるように、政策対応として地域の側が集落営農の設立を進めたことが明らかになる。

その後、2010 年から 11 年にかけて組織数と構成農家数が増加している。これは当時の民主党政権下で 2011 年から始まった農業者戸別所得補償制度（以下、「戸別所得補償制度」と略す）が影響している。それまでの品目横断的経営安定対策にあった組織経営における面積要件や、将来的な法人化計画の策定といった加入要件が「戸別所得補償制度」の下ではなくなった。これに加えて、農家が個別に「戸別所得補償制度」に加入するよりも、集落営農を設立する方が同制度の交付金の額が多くなった。こう

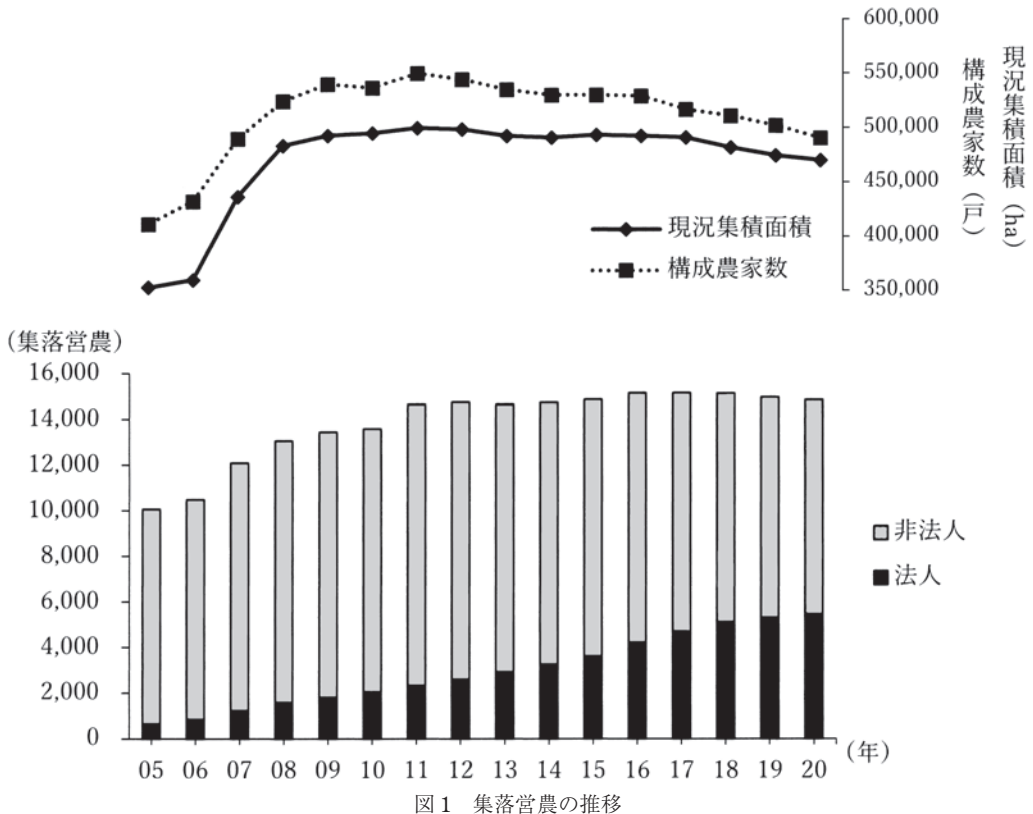


図1 集落営農の推移
農林水産省「集落営農実態調査」各年次より作成。

した政策対応の点から各地で集落営農の設立が進み、組織数と構成農家数の増加をもたらしたといえる。なお「戸別所得補償制度」前後における集落営農の特徴を整理した荒井（2011）は、この間に設立された集落営農は、小規模で将来的な法人化計画を策定していない組織が多かったことを指摘している。なお、民主党から自民党・公明党への政権交代にともない「戸別所得補償制度」は2013年度から「経営所得安定対策制度」へと名称変更されている。

2010年代以降の集落営農の推移をみると、組織数に大きな変動はみられない。集落営農が最も多かった2017年以降は組織数が僅かではあるものの減少が続いており、2020年での組織数は14,832となっている。集落営農の構成農家と現況集積面積は「戸別所得補償制度」の影響からいずれも2011年が最も多く、近年は減少傾向にある。こうした中で集落営農の組織形態をみると、一貫して法人の増加がみられ、2020年では全体の36.8%にあたる5,458が法人組織となっている。

次に図2から、地域別の集落営農数の推移を確認する。2005年の段階で最も多くの組織があったのは北陸地方であり、全体の約2割にあたる1,912組織があった。北陸以外では東北・近畿・中国・九州の各地方は一定数存在していることがわかる。これらの地域には2000年以前より、集落営農を地域農業の担い手として位置づけ、組織の育成を施策として積極的に行ってきた地域が多い⁽⁶⁾。このなかでも、鳥根県は1970年代中頃より鳥根農業振興対策事業（いわゆる「新鳥根方式」）を実施し、その後の施策において、集落営農の設立を積極的に進めてきた。これは地域内における高齢化や人口減少が進むなかで、集落営農を地域経済や人材、生活の維持といった地域社会の紐帯として位置づけて、公益的な機能を担う「地域貢献型」の組織である。集落営農に様々な意味づけを与えることによって、農地維持

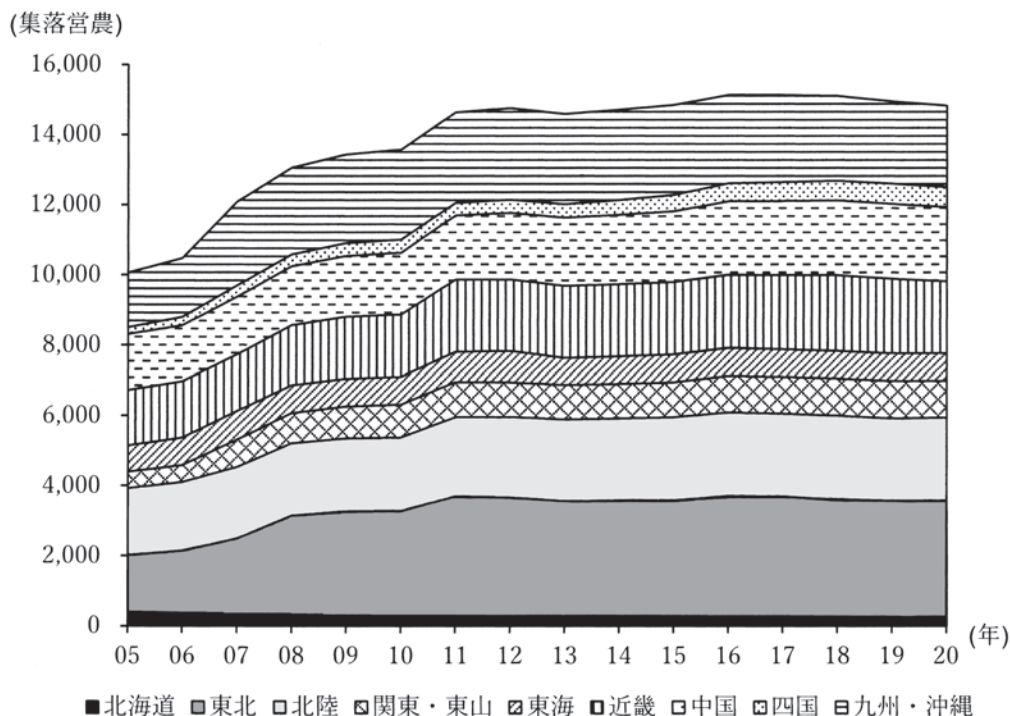


図2 地方別にみた集落営農数の推移

注：東山は山梨県と長野県を指す。

農林水産省「集落営農実態調査」各年次より作成。

に留まらない多様な活動が行われている（今井 2017）。

品目横断的経営案対策への対応として組織数が急増した 2006 年から 08 年において、とりわけ顕著な増加をみせたのが東北と九州・沖縄である。東北地方では、担い手の高齢化や減少にとどまらず、低賃金や不安定な兼業構造といった地域が抱える経済状況と関わりから組織の設立が進んだとされている（安藤 2012）。また、九州・沖縄では佐賀県内で集落営農の設立促進が強力に進められたことが影響している。菊地・田林（2019）は佐賀平野における農業の担い手の実態を明らかにする中で、同地域で政策対応の観点から任意組織が多数設立されたことに触れている⁽⁷⁾。

「戸別所得補償制度」への対応から組織が増加した 2010 年から 11 年において組織数を増やしているのは近畿と中国、九州・沖縄の各地方である。2011 年以降では、組織数を大きく増減させている地域はみられない。この間に都府県では集落営農が地域の農業を担う主体として定着していることが指摘できる。

集落営農に占める法人の割合が増加していることを先に示したが、次に集落営農に占める法人の割合とその推移を地域ごとに確認する（図 3）。2005 年から 20 年に至るまで北陸地方が法人の占める割合が最も高い状況が続いている。同地方において 2020 年の法人割合は 51.9% となっている。次いで多いのが中国地方でその割合は 43.7% となっている。組織数に大きな変動がない 2010 年代以降も継続的に法人の占める割合が増加していくのは、品目横断的経営安定対策の加入に際して、法人格を有しない任意組織が将来的な法人化計画の策定を求められたことが背景にあると考えられる。組織設立から時間が経過する中で、当初設定した計画に基づいて任意組織を法人化させていることが推察される。

上記の地域と比べると、組織数が多い東北や近畿地方では法人化の進捗状況は低調と指摘できる。な

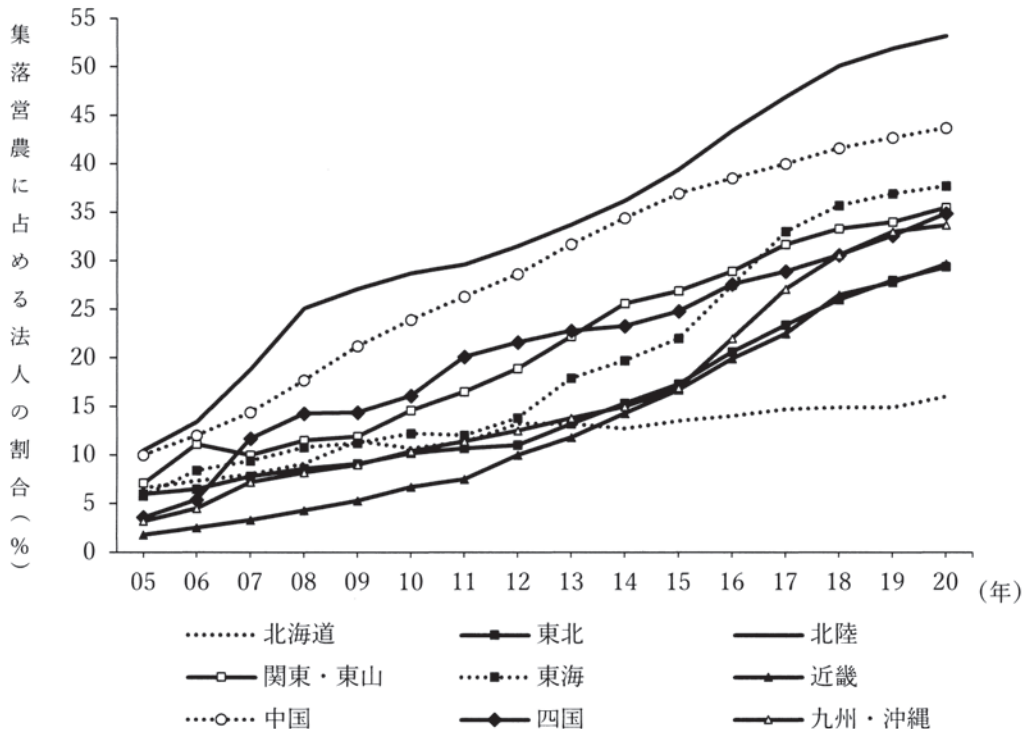


図3 集落営農における法人割合の推移

注：東山は山梨県と長野県を指す。

農林水産省「集落営農実態調査」各年次より作成。

お、2015年以降に法人の割合が増加している地域として東海地方と九州・沖縄地方がある。政策対応という形で都府県を中心に設立が進んだ集落営農が時間の経過とともに、組織としての基盤を整えて、地域農業を支える主体に移行していることが推察される。

3. 北陸地方における集落営農の展開

これまで集落営農の全国的動向を整理する中で、北陸地方が早くから集落営農の設立を進め、組織に占める法人の割合が全国でも最も多くなっていることを指摘した。以下では、北陸地方における集落営農の展開を組織形態や経営耕地の推移に注目し、整理する。

表1から北陸地方4県における集落営農の推移をみると、品目横断的経営案対策が開始される前の2005年において最も多くの組織数があったのは富山県であり、北陸地方の全集落営農(1,912)の43.8%(837)があった。富山県に多くの組織があるのは1980年代から集落営農を農業の担い手と位置づけて、様々な支援を行ってきた経緯があるためである⁽⁸⁾。ただし、2005年における各県の組織形態をみると、いずれも非法人が大半を占めている。法人組織としては農事組合法人が中心であり、株式会社は少ない。

その後、2007年度から実施された品目横断的経営案対策への対応として、北陸地方でも他地域と同様に、集落営農の設立が進んだ。新潟県では、05年から10年にかけての組織数は35から238へと7倍近く増加している。こうした組織数の増加と合わせて新潟県では集落営農の法人化が進んでおり、2010年における法人割合は42.9%となっている。他の3県も法人割合は増加しているものの、いずれ

表1 北陸地方4県における集落営農の推移

		計(A)	法人組織				非法人	合計(B)	法人割合(%) (A/B)
			農事組合法人	株式会社	合名・合資 合同会社	その他			
新潟県	2005年	35	30	5	—	ND	312	347	10.1
	2010年	238	199	39	—	ND	317	555	42.9
	2015年	329	260	69	—	—	375	704	46.9
	2020年	381	300	81	—	—	353	734	51.9
富山県	2005年	84	75	9	—	ND	753	837	10.0
	2010年	171	167	4	—	ND	586	757	22.6
	2015年	312	307	5	—	—	468	780	40.0
	2020年	462	455	7	—	—	274	736	62.8
石川県	2005年	30	20	10	—	ND	222	252	11.9
	2010年	69	53	16	—	ND	189	258	26.7
	2015年	111	94	17	—	—	179	290	38.3
	2020年	154	133	20	1	—	141	295	52.2
福井県	2005年	52	43	9	—	ND	424	476	10.9
	2010年	122	110	10	2	ND	397	519	23.5
	2015年	183	169	11	3	—	416	599	30.6
	2020年	262	216	36	8	2	341	603	43.4

注：「—」は数値なしを示す。

株式会社には特例有限会社も含む。

「その他」は農業協同組合法に基づく農事組合法人及び会社以外の法人（NPO 法人等）を示す。

「その他」は2005年と2010年の「集落営農実態調査」に項目がないため「ND」で表示した。

農林水産省「集落営農実態調査」各年次より作成。

も20%台であり、新潟県での組織化が急速に進んでいることがわかる。また、富山県では05年から10年にかけて合計の組織数が減少している。それまでに活動していた集落営農の合併や統合にともなう再編が進んだことが推察される。石川県と福井県は、非法人が減少しているものの、法人が増加したことにより、組織数は増加している。

2010年から15年の傾向をみると、全域で組織数の増加数が増加している。この間の増加は先述したように、2011年から始まった戸別所得補償制度への対応という側面が強いと考えられる。新潟県では非法人と株式会社が増加している。富山県では非法人の組織数が減少を続けているが、農事組合法人が増加している。石川県では他地域と比べて集落営農の設立が緩やかであり、組織形態別の増減は富山県と同じ傾向を示すが、株式会社が増加している。福井県は農事組合法人とともに、非法人の組織数が増加に転じている。さらに、合名・合資・合同会社の組織も設立されており、組織の形態が多様化していることがわかる。

2015年から20年にかけては、富山県で組織数が減少しているほかは、いずれの地域とも組織数の増加は緩やかになっている。その一方で、組織に占める法人の割合はすべての県で増加しており、福井県以外の3県で法人の割合が半数を超えている。

このように組織形態が変動する中で、各県の集落営農における経営耕地面積はどのように変動しているのか。図4からその推移をみると、福井県を除いた3県では、2005年から10年にかけて5ha未満の小規模組織が大きく減っており、とりわけ石川県において小規模層の減少が顕著である。その一方で、品目横断的経営安定対策に集落営農が加入するためには経営規模が20ha以上を有する必要があったことから、10～20ha層と20～30ha層の増加が顕著である。こうした中で福井県では5ha未満の層が増えていく中で50ha以上の大規模層が減少している。

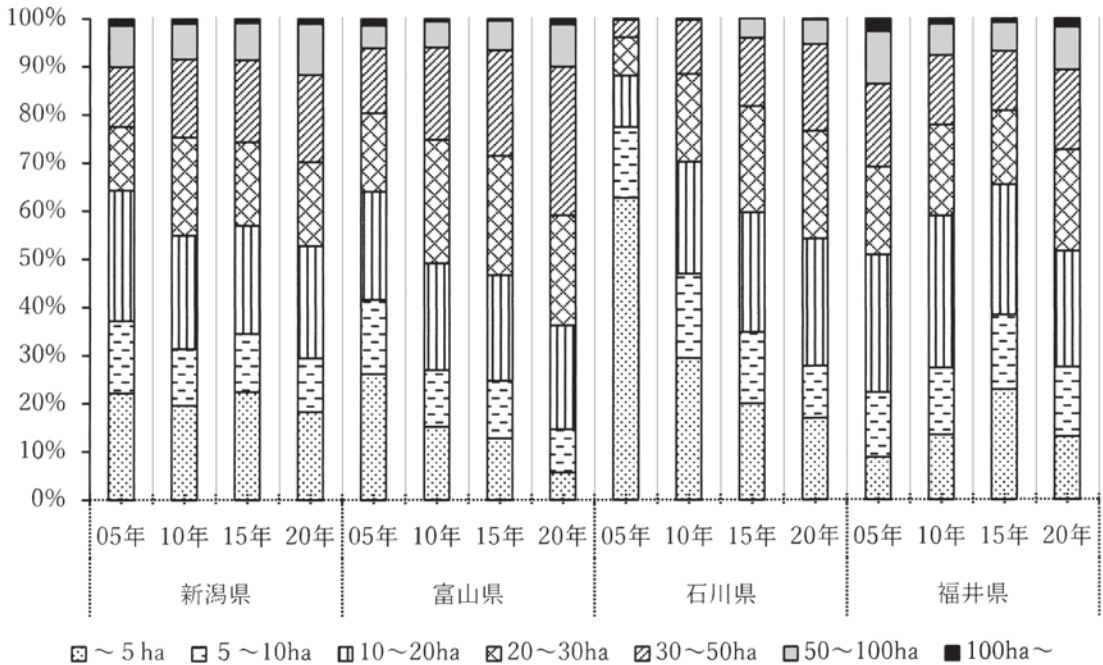


図4 経営耕地面積規模別にみた集落営農の構成とその推移

農林水産省「集落営農実態調査」各年次より作成。

2010年から15年にかけては、5ha未満の小規模層が増加している新潟県・福井県と、小規模層が減少し、大規模層が増加している富山県・石川県という形で、地域内での対応が大きく分かれる。新潟県・福井県は、先述したように戸別所得補償制度への対応として非法人の組織数が増えていることから、小規模層の増加もこうした政策対応であると捉えることができる。これと入れ替わるように大規模層の増加が進んでいる。その一方で、大規模層の割合が増加する富山県と石川県の特徴をみると、石川県において50~100haの大規模な集落営農が成立している。

2015年から20年にかけては、新潟県・福井県で小規模層が減少し、30ha以上の大規模層が増加している。とくに福井県では100ha以上のメガファームの存在が確認できる。政策対応の観点から集落営農の設立が進んだ地域において組織の経営耕地面積の変動が大きいことがわかる。

4. 活動内容からみた集落営農の地域的特徴

集落営農の活動内容にみられる地域的特徴を市町村単位から整理する。まず、図5から市町村別における集落営農数とその組織形態をみる。新潟県は上越市・長岡市・新発田市・三条市・村上市の5市に県内の65%にあたる集落営農がある。その一方で、ブランド米として全国屈指の競争力を有する魚沼コシヒカリを生産する魚沼地域では組織数が他地域と比べると少なく、非法人が多い。長期的な米価低迷はあるものの、他の産地と比べて高値を維持していることから、集落営農ではなく、個別農家が地域農業の担い手として存続していることが推察される。組織形態の地域的特徴をみると、農事組合法人が多くみられるのは上越市・柏崎市・燕市などである。これに対して、村上市や新発田市をはじめ従来から水田農業が卓越する地域では、株式会社をはじめ多様な組織が並存する。従来からの担い手は地域的にみて補完関係にあることが推察される。これら以外の地域は非法人の割合が多い。

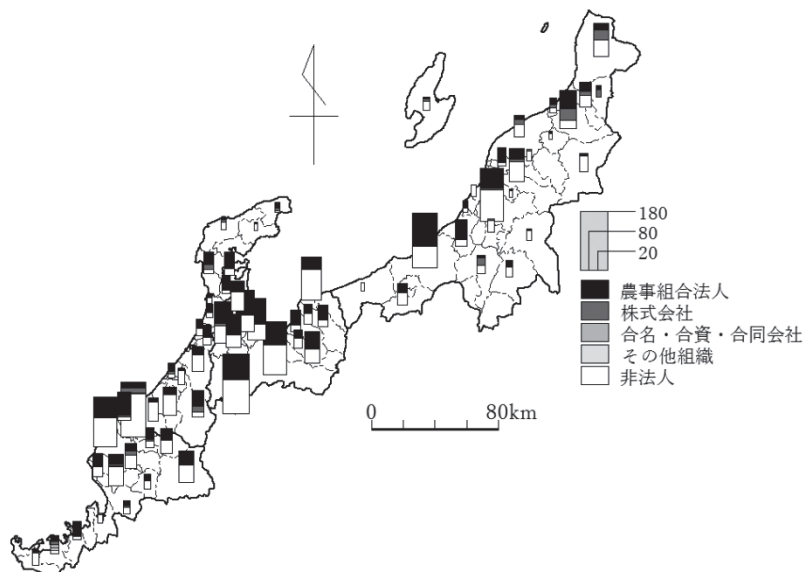


図5 組織形態別にみた集落営農数（2020年）

注：「欠損値」＝「集落営農実態調査」に数値が掲載されていない市町村を示す。
令和2年集落営農実態調査より作成。

富山県は、富山市と県西部の高岡・砺波地域に組織が多くみられる。南砺市と富山市では非法人の割合が多いものの、それ以外の地域では農事組合法人が卓越している。また、東部では入善町で非法人が多い。組織数が多い地域は、水田単作地域の特徴を持つ富山県の中でも、とりわけ水田農業に集落営農の多い地域である。

石川県は、小松市、加賀市、白山市に多くの組織が分布している。とりわけ白山市では、農事組合法人と株式会社が大半を占めている。能登半島の地域では組織数が少ない。

福井県は、福井市と坂井市に組織が集中しており、非法人の組織が多い。全域で法人化されていない組織が多く、法人が多数派を占めるのはあわら市や永平寺町に限られる。嶺南地域は組織数が少ないものの、農事組合法人以外の法人組織がみられる。

次に、集落営農を構成する集落や農家の関係性を取り上げる。図6から集落内の農家の参加状況を見ると、総農家の90%以上が参加している組織が全体の半数を超えている地域は少数に留まり、集落内で個別農家が一定数残っていることが推察される。地域全体で大半の農家が参加している集落営農の割合が最も多いのは新潟県阿賀町であり、町内に16ある集落営農のうち13の組織で集落内90%以上の農家が参加している。次いで参加割合が高いのは富山県入善町になり、町内74組織のうち59組織で集落営農の活動に組み込んでいる。このほか富山県南砺市と黒部市、石川県志賀町、福井県敦賀市と池田町で、集落営農の活動に多くの農家が参画している。

しかしながら、図7からわかるように、多くの農家が集落営農の活動に参加しているからといって、集落営農に集落内の農地が集積されているとは限らない。むしろ、集落営農への農地集積は地域全体をみる限り進んでいない地域が多いといえる。農地集落内の耕地面積の90%以上を集積させている組織が多い地域として、新潟県阿賀野市と糸魚川市がある。これらの地域は組織数自体が少ないため他地域と同列に扱うことは難しいものの、数少ない組織が地域農業を下支えしている状況が推察できる。

集落営農への農家の参加状況や農地の集積の度合いを考えるうえで、集落営農の活動内容について注目する。図8から集落内の営農活動を一括で行う組織が多い地域をみると、富山県内の全域や福井県に

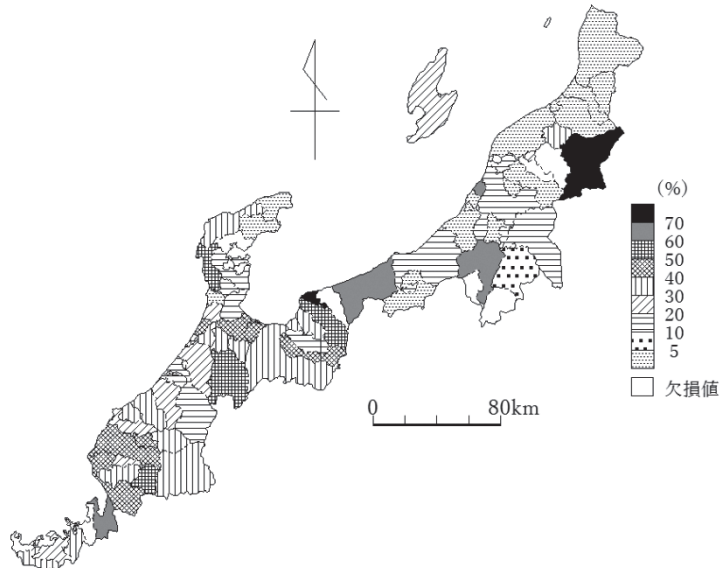


図6 集落内の総農家数の90%以上が参加している組織の割合(2020年)

注:「欠損値」=「集落営農実態調査」に数値が掲載されていない市町村を示す。
令和2年集落営農実態調査より作成。

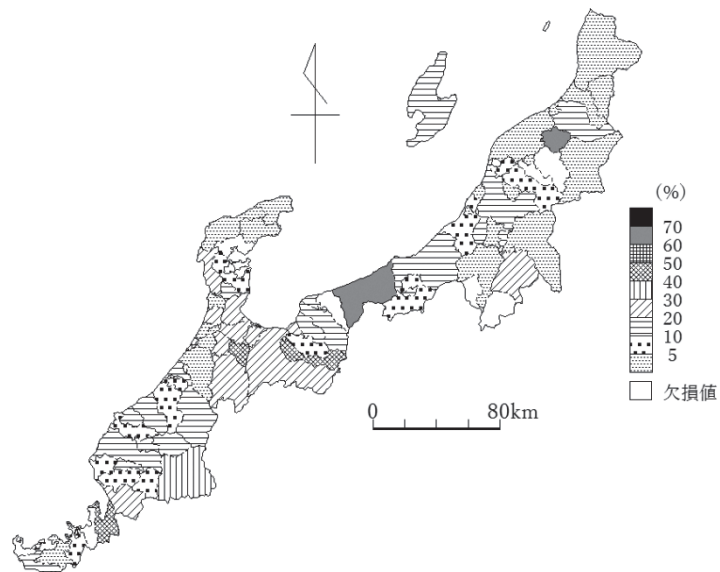


図7 集落内の総耕地面積のうち90%以上を集積している組織の割合(2020年)

注:「欠損値」=「集落営農実態調査」に数値が掲載されていない市町村を示す。
令和2年集落営農実態調査より作成。

多くみられる。これらの地域では、多くの農家が集落営農に参加し、組織への農地の集積が進んでいることがわかり、地域農業の担い手として一定の役割を果たしていることが推察される。その一方で、新潟県や石川県では、農家の参加が決して多いとはいえない地域で営農活動を一括で行う組織がみられる。このことは地域内に集落営農以外の担い手がいることや、個々の農家が集落営農に参加しながら

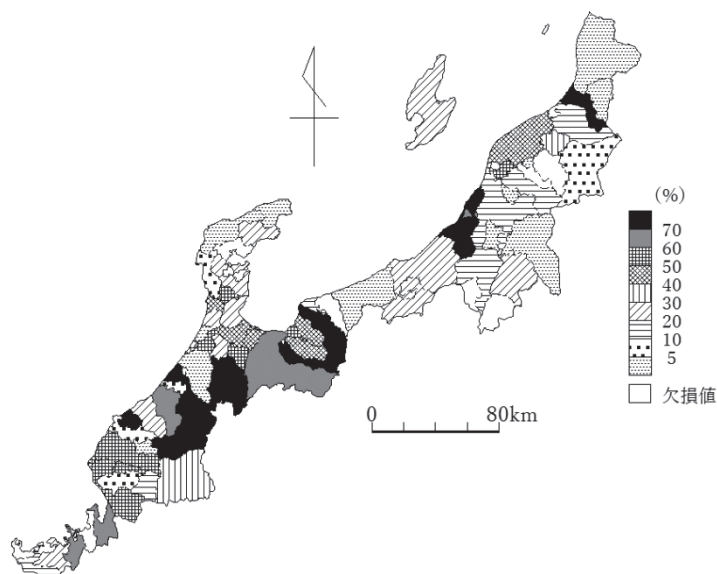


図8 集落内の営農活動を一括で行う組織の割合（2020年）

注：「欠損値」＝「集落営農実態調査」に数値が掲載されていない市町村を示す。
令和2年集落営農実態調査より作成。

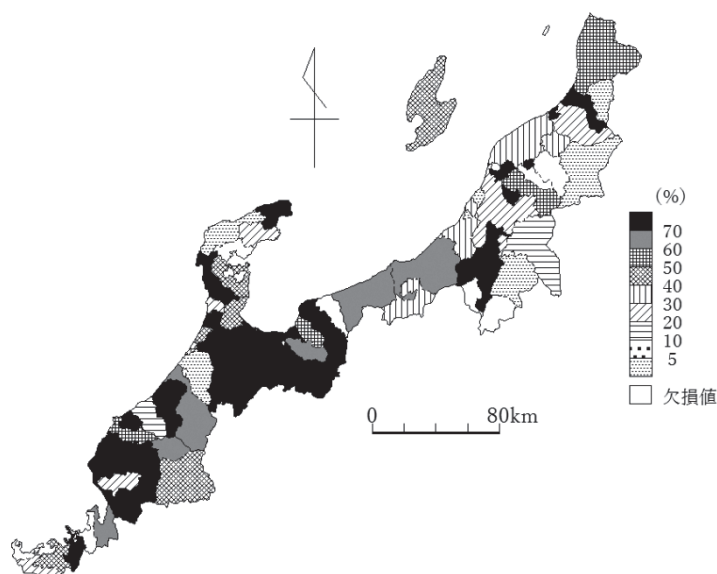


図9 農業機械の共同所有・共同利用をおこなう組織の割合（2020年）

注：「欠損値」＝「集落営農実態調査」に数値が掲載されていない市町村を示す。
令和2年集落営農実態調査より作成。

も、所有する農地の一部を自家で耕作していることが推察される。これら地域における集落営農の活動は、完全な共同化・統一化というよりも、営農活動の部分的な共同化・統一化であることが考えられる。

集落営農が行う活動の一つである農業機械の共同所有や共同利用の状況を図9から確認する。これまで取り上げた項目と同様、富山県全域で進んでいることがわかるものの、営農活動の一括化が進んでい

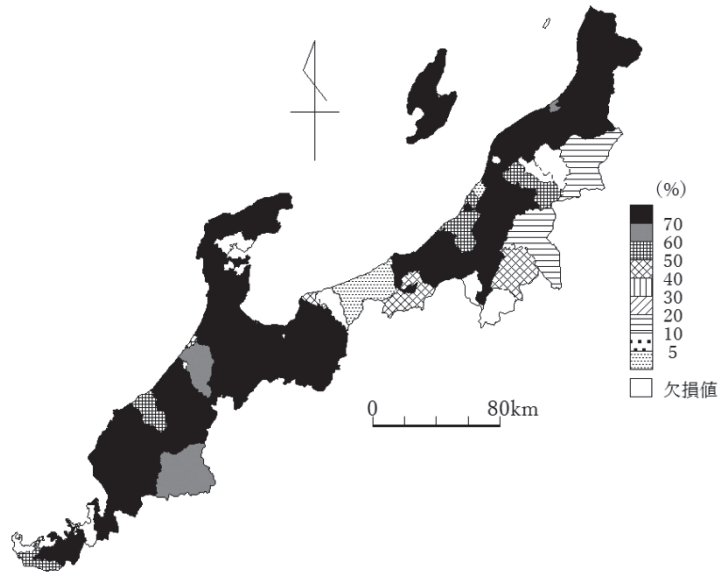


図10 組織内の経理を一括管理している組織の割合（2020年）

注：「欠損値」＝「集落営農実態調査」に数値が掲載されていない市町村を示す。
令和2年集落営農実態調査より作成。

るとはいいい難い地域や、組織への農家の参加状況や農地の集積状況が良いとはいえない地域にも機械の所有と利用を行う組織がみられる。集落営農の設立に当たっては、以前からあった機械の共同利用や共同所有を行う組織を母体としている事例が多い。また、従来の個別経営を残した形での営農が行われていることも考えられる。

ただし、図10から組織内における経理の管理状況をみると、北陸地方の全域で経理を一括管理している組織が多数を占めている。集落営農への農家の参加・農地の集中があまり進んでいない地域においても、経理の一括管理を行う組織が多いことがわかる。経理の一括管理とは各種補助金の管理である。そのため、営農活動が集約されていない組織には、協業や統一化を主な目的としない組織も一定数いるものと推察できる。

ところで、集落営農が設立されながらも、それらに農地の集積や作業の一元化が進まない理由としてどのようなことが考えられるだろうか。筆者が2010年代初めに新潟県内で現地調査をした際に、複数の組織において、これまで取り上げた部分的な協業に留めている実態を確認することができた。聞き取り調査を行った集落営農の代表者は、組織に生産を一元化することによって、作業の効率化や、集落内の農地維持が果たされることを評価しつつも、様々なリスクを回避させる目論見から、集落営農への活動には参加しながらも、そこに自身の農地全てを委ねることはできないと述べていた。また、集落営農の活動により、営農活動が組織に一括管理されることによって自家消費する米を自身の手で栽培できない状況になるという。これらの内容は現地調査時から時間が経過しており、未だに続いているかは不透明であるため、詳細については今後の実態調査を通して明らかにしていきたい。

5. おわりに

本稿は、北陸地方における集落営農の展開過程を整理するとともに、その現状を組織の形態や経営規模、活動内容に注目して、地域的な特徴を考察した。

農業政策の対象に集落営農が位置づけられてから 10 年以上が経過し、組織に占める法人の割合は増加している。集落営農に占める法人の割合が全国で最も高い北陸地方では、農事組合法人を中心に、組織当たりの経営耕地面積の拡大がみられ、地域農業の担い手として確固たる地位にある。しかしながら、組織の形態や活動内容をみると、集落内の農家や農地を集積し、営農活動の一括化を進めている地域は、従来から集落営農の育成を進めてきた富山県をはじめ一部の地域になる。政策対応の観点から設立された組織が多い地域においては、集落営農の活動内容が特定の分野に限定されている可能性が指摘できる。

日本の農業生産の持続性を考えるうえでは、集落を構成単位として、多くの主体が関わり活動する集落営農の取り組みは一定の評価ができる。ただし、水田農業を取り巻く状況は変化が激しい。長らく続いた米の生産調整政策が「廃止」されたことで、集落営農が担ってきた土地利用調整の役割については何らかの変化が生じていると推察される。本稿ではこの点をあえて言及しなかったが、水田農業を中心とする当該地域の状況を踏まえれば、その対応には地域差や組織形態による差異も生じていることは確実である。本稿において考察が不十分であった点を含めて、今後の実態調査を通して明らかにしていきたい。

付記

本稿は 2019 年度日本地理学会秋季学術大会（於新潟大学）にて報告した内容を基にしている。報告時に多くの方々より有益なコメントを頂いた。期してお礼申し上げる。

注

- (1) 家族経営をベースとする個別経営体であっても、その成立要因や活動内容は多様化している。農地の賃貸によって経営規模を拡大させる個別経営体（細山 2004）や、革新的な取り組みを行うことで地域農業の担い手となっている個別経営体（宮武 2007）をはじめ、多くの実態分析が行われている。
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づいて市町村が、地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目的等を内容とする基本計画を策定し、この目標を達成するために農業者が作成した農業経営改善計画を市町村が認定する制度を指す。認定農業者には低利融資制度をはじめ各種施策が実施される。
- (3) 農地法第 2 条第 3 項に規定するところの農地または採草放牧地を所有することができる法人を指す。2016 年に農地法改正される以前は農業生産法人の呼称であった。
- (4) 農業協同組合法に基づいて設立される法人であり、その事業は農業にかかる共同利用施設の設置または農作業の協業化に関する事業と、農業の経営となる。組合員は自ら農業を行う農民、農業協同組合をはじめとする組合、農地中間管理機構等に限られる。
- (5) 2006 年の会社法施行によって廃止された有限会社（特例有限会社）も含まれる。
- (6) 安藤・高橋（2019）は早い時期から集落営農に関する施策を展開した地域を整理している。
- (7) こうした政策対応型の組織の中には、実質的な農作業を集落営農に参加する個別農家が行う「枝番管理型」の組織が相当数設立されたことが指摘されている。角田（2009）はこれらの組織を「補助金の受け皿」と捉えるのではなく、地域の側が地域農業の展開方法を模索していく方法の一つとして意味があると指摘している。
- (8) 池田（2009）が富山県における集落営農の推進の過程に整理している。

参考文献

- 荒井聡 2011. 戸別所得補償制度モデル対策の集落営農における効果と意味。農業と経済 77（7）34-52。
安藤益夫・高橋明広 2019. 農業経営と地域・集落。日本農業経済学会編『農業経済学事典』丸善出版 148-151。
安藤光義編著 2012. 『農業地域構造変動の地域分析——2010 年センサス分析と地域の実態調査 JA 総研研究叢書 7——』農山漁村文化協会。
安藤光義 2019. 平成期の構造政策の展開と帰結。田代洋一・田畑保編『食料・農業・農村の政策課題』筑波書房：129-172。
池田太 2009. 集落営農組織の法人化等へ安定対策が及ぼした影響。農業と経済 75（12）：53-61。

- 今井裕作 2017. 農村社会における集落営農の意義と新たな展望——鳥根県の中山間地域を事例に——。日本村落研究学会企画・小内純子編『年報 村落社会研究第 53 集 協業型集落活動の現状と展望』農山漁村文化協会。76-108.
- 市川康夫 2011. 中山間農業地域における広域的地域営農の存立形態——長野県飯島町を事例に——。地理学評論 84 : 324-344.
- 菊地俊夫・田林明 2019. 佐賀平野における水田農業の存続・発展戦略。地学雑誌 128 (2) : 209-233.
- 清水和明 2013. 水稲作地域における集落営農組織の展開とその意義——新潟県上越市三和区を事例に。人文地理 65 : 302-321.
- 庄子元 2021. 大崎平野における農地利用ガバナンスの変容——営農組織のネットワークに注目して——。青森中央学院大学研究紀要 34 : 87-101.
- 角田毅 2009. 枝番管理型（東北）の政策への適合性。農業と経済 75 (12) : 81-86.
- 高橋明広 2017. 集落営農の展開。「農業と経済」編集委員会監修, 小池恒男・新山陽子・秋津元輝編『新版 キーワードで読み解く現代農業と食料・環境』昭和堂 : 140-141.
- 田林明 2007. 日本農業の構造変容と地域農業の担い手。経済地理学年報 53 : 3-25.
- 細山隆夫 2004. 『農地賃貸借進展の地域差と大規模借地経営の展開』農林統計協会。
- 宮武恭一 2007. 『大規模稲作経営の経営革新と地域農業』農林統計協会。
- 宮武恭一 2019. 作付体系と土地利用方式。日本農業経済学会編『農業経済学事典』丸善出版。102-103.

Regional Characteristics of Community Based Farming in Hokuriku Region

SHIMIZU Kazuaki

Abstract

Community based farming is an organization created in units of rural settlements. From the mid 2000's, Community based farming has been established in areas where paddy farming areas in Japan. It is greatly influenced by agricultural policy. In This paper clarified the regional characteristics of village farming in the Hokuriku region.

In the Hokuriku region, the proportion of corporations in Community base farming is the highest in Japan. In addition, the number of large-scale organizations is increasing throughout the region. Especially, Toyama prefecture is many farmers joined Community based farming. And the accumulation of agricultural land is also progressing. In other areas, there are many cases where organizations have been formed to respond to agricultural policies. As a result, the participation of farmers and the accumulation of farm land are limited. It can be pointed out that the development of the organization has major regional characteristics.

Key Words: Community based farming, paddy farming, organizational forms, farm-size, Hokuriku region